



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 1

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課） 5
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 6
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課） 6
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課） 7
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉・援護課） 7
- 救急病院の告示（医務課） 8
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 8
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 9
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 9
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） 9

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 10
- 団体営土地改良事業の工事完了の届出（村づくり計画課） 10
- 県営土地改良事業の工事の完了（村づくり計画課） 11

教育委員会事項

- 沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則 11

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 12

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 12

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・8件 13

規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

沖縄県規則第52号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

（貸借対照表等の提出義務）

第20条の2 法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人又は医療施設（施行令第21条の6に規定するものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）が法第72条の34に規定する申告書又は修正申告書を提出する場合には、貸借対照表、損益計算書、医療法人等に係る所得金額の計算書その他課税標準の算定に必要な書類を併せて知事に提出しなければならない。

第25条第2項の表中「100点を超えるもの」を「100点」に、「90点を超え100点以下のもの」を「90点」に、「80点を超え90点以下のもの」を「80点」に、「70点を超え80点以下のもの」を「70点」に、「60点を超え70点以下のもの」を「60点」に、「50点を超え60点以下のもの」を「50点」に、「50点以下のもの」を「40点以下のもの」に、

| | | |
|-------------|----------|-----------------------|
| 18ホールを超えるもの | 18ホールのもの | 9ホール以上 18メートル未満のもの |
| 30点 | 20点 | 10点 |

を

| | |
|---------|---------|
| 18ホール以上 | 18ホール未満 |
| 20点 | 10点 |

に、「コースの総

延長距離」を「ホールの平均距離」に、

| | | | |
|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------|
| 6,000メートルを超えるもの | 5,000メートルを超え6,000メートル以下のもの | 4,000メートルを超え5,000メートル以下のもの | 4,000メートル以下のもの |
| 40点 | 30点 | 20点 | 10点 |

を

| | | |
|-----------|------------------------|-----------|
| 300メートル以上 | 200メートル以上 300メートル未満 | 200メートル未満 |
| 20点 | 10点 | 0点 |

に改め、同表備考

を次のように改める。

備考 総評点は、ホール数、利用料金及びホールの平均距離の要素ごとにそれぞれの区分ごとに対応する評点の合計点とする。

第25条中第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

3 前項の利用料金とは、非会員が平日の利用について支払うべきゴルフコースの使用料（以下「非会員の平日のグリーンフィー」という。）及びゴルフコースの使用料以外の料金であって、名義のいかんを問わずゴルフ場の利用の対価又は負担として徴収されるすべてのもの（選択的利用の対価又は負担として支払う料金（以下「カートフィー等」という。）は除く。）の合計額とする。

4 前項の利用料金の算定において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず当該各号に定める額を非会員の平日のグリーンフィーの額とみなす。

(1) 非会員の平日におけるカートフィー等の額（カートフィー等が複数ある場合は、当該カートフィー等のうち最も高い額。以下この項において同じ。）が、非会員の平日のグリーンフィーの額を上回る場合

非会員の平日のグリーンフィーの額に非会員の平日におけるカートフィー等の額を加えた額の2分の1に相当する額

- (2) 非会員の休日におけるカートフィー等の額が、非会員の平日におけるカートフィー等の額の2倍以上であり、かつ、非会員の平日のグリーンフィーの額を上回る場合 非会員の平日のグリーンフィーの額に非会員の休日におけるカートフィー等の額を加えた額の2分の1に相当する額
 - (3) 非会員の休日の利用におけるグリーンフィーの額が、非会員の平日のグリーンフィーの額の2倍以上である場合 非会員の休日の利用におけるグリーンフィーの額の2分の1に相当する額
 - (4) 前3号に掲げる場合のうち複数の場合に該当するとき 該当する各号に定める額のうち最も高い額
- 5 次の各号に掲げるゴルフ場の等級は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定まる等級の1級下位の等級（次の各号のいずれにも該当するゴルフ場にあつては2級下位の等級とし、下位の等級がないときは最下位の等級）とする。
- (1) パブリックコースのゴルフ場（会員制でないゴルフ場をいう。）
 - (2) セルフプレー（キャディーなしでプレーすることをいう。）以外のプレーを認めていないゴルフ場（第2項の規定により1級と定まるゴルフ場を除く。）

別表58の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| 58の2 第20条の2の規定による所得金額の計算書 | 医療法人等に係る所得金額の計算書 第79号様式の2 |
|---------------------------|---------------------------|

第79号様式の次に次の1様式を加える。

第79号様式の2（用紙 日本工業規格A4縦長型）

医療法人等に係る所得金額の計算書

| | | | |
|------|--------------------|-----|-------|
| 事業年度 | 年 月 日から 年 月 日まで | 法人名 | 医療施設名 |
|------|--------------------|-----|-------|

| 総 所 得 金 額 | | (1) | 円 |
|--|--------------------------|--|--------|
| 医療事業とその他の事業とを併せて行っている場合又は土地譲渡益等がある場合の所得の区分（(1)の内訳） | 医療事業に係る所得金額 | (2) | 円 |
| | その他の事業に係る所得金額 | (3) | 円 |
| | 土地譲渡益等 | (4) | 円 |
| 社会保険診療分の所得金額の計算 | 計算の基礎とする収入金額 | 社会保険診療分の収入金額（下段(ア)欄の額） | (5) 円 |
| | | 医療事業に係る収入金額（下段(エ)欄の額） | (6) 円 |
| | 社会保険診療分の所得金額 | $\left[\begin{array}{l} (1) \times (5) \div (6) \\ \text{又は} (2) \times (5) \div (6) \end{array} \right]$ | (7) 円 |
| 課税所得金額の計算 | 当期分の所得金額 | (1) - (7) | (8) 円 |
| | 前9年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 | (9) | 円 |
| | 課税標準となる所得金額 | (8) - (9) | (10) 円 |

計算の基礎とする収入金額の計算

※ 記入は(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)欄のみで構いません。

| | | | | |
|-------------|--------------------------------|---|----------------------|---|
| 社 会 保 | 社会保険診療分の収入金額 小計 上段(5)欄へ (ア) | 円 | その他の分の収入金額 小計 (イ) | 円 |
| | 健康保険法 | | 労働者災害補償保険法 | |
| | 国民健康保険法 | | 介護保険法 | |
| | 高齢者の医療の確保に関する法律 | | 介護保険法(介護報酬処遇改善加算金) | |
| | 船員保険法 | | 自費診療収入 | |

| | | | | | |
|---|-------------------------------------|--------------------------------------|---|-----------|--|
| 険 診 療 分 の 収 入 金 額 | 国家公務員共済組合法 | 他 の 分 の 収 入 金 額 | 入院料, ベット代差額収入 | | |
| | 防衛省の職員の給与等に関する法律 | | 健康診断, 予防注射等受託医療収入 | | |
| | 地方公務員等共済組合法 | | その他の医療収入 | | |
| | 私立学校教職員共済法 | | 利子補給金・事務取扱手数料等 | | |
| | 戦傷病者特別援護法 | | 患者, 付添人食事代収入 | | |
| | 母子保健法 | | 健康診断等証明収入 | | |
| | 児童福祉法 | | 生產品等販売収入 | | |
| | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | | 受託技工, 検査料等収入 | | |
| | 生活保護法 | | 嘱託収入 | | |
| | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 | | 利子等及び配当等収入 | | |
| | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | | 電話, 電気, ガス, テレビ, 寝具等使用料収入 | | |
| | 麻薬及び向精神薬取締法 | | 不用品売却収入 | | |
| | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | | その他附随収入 | | |
| | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 | | その他の事業に係る収入金額 小計 (ウ) | 円 | |
| | 介護保険法 | | (この欄は, その他の事業に係る収入金額を医療事業に係る収入金額に含めて計算する場合のみ記入します。) | 商品販売収入 | |
| | 介護保険法(介護報酬処遇改善加算金) | | | 物品・資産貸付収入 | |
| 障害者自立支援法 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | |
|-----------------------------|---|
| 医療事業に係る収入金額 (ア) + (イ) + (ウ) | |
| (総収入金額) 上段(6)欄へ (エ) | 円 |

第101号様式中

| 利 用 料 金 | 区 分 | 通常 の 利 用 | 身 体 障 害 者 | 保 健 体 育 科 目 の 実 技 等 | 65歳以上 の 者 | 早 朝 等 の 利 用 | |
|------------------|---|-------------------|-----------------------|--|-----------------|----------------------------|--------|
| | | | | | | | 会 員 |
| 金 | グ リ ー ン フ ィ ー | 会 員 | 平 日 | | | | |
| | | | 土 曜 日 | | | | |
| | | | 日 祭 日 | | | | |
| | フ ィ ー | 会 員 | 平 日 | | | | |
| | | | 土 曜 日 | | | | |
| | | | 日 祭 日 | | | | |
| | イ ー | 非 会 員 | 平 日 | | | | |
| | | | 土 曜 日 | | | | |
| | | | 日 祭 日 | | | | |
| 金 | グ リ ー ン フ ィ ー 以 外 の 料 金 の 合 計 金 額 | | | | | | |
| 事 | そ の 他 参 考 と な る 項 | | | | | | |

を

| 利 用 料 | 区 分 | 通常 の 利 用 | 65歳以上70歳未満の者 | 早 朝 等 の 利 用 |
|-------------|-------------|-------------------|--------------|----------------------------|
| | | | | |
| 金 | 会 員 | 平 日 | | |
| | | 土 曜 日 | | |
| | | 日 祭 日 | | |
| | 準 会 員 | 平 日 | | |
| | 土 曜 日 | | | |

に

| | | | | |
|-----------------------|-----|--|--|--|
| 金 員 非 会 員 | 日祭日 | | | |
| | 平 日 | | | |
| | 土曜日 | | | |
| | 日祭日 | | | |
| その他参考 となる事項 | | | | |

改め、同様式（備考）2を次のように改める。

2 「通常の利用」欄は、税率の等級決定基準となった利用料金を記入してください。

第101号様式（備考）に次のように加える。

3 「65歳以上70歳未満の者」及び「早朝等の利用」欄は、選択的利用の対価又は負担として支払う料金を除いた金額を記入してください。

第101号の2様式（備考）を次のように改める。

（備考）1 「上記ゴルフ場の通常の1日当たりの利用料金」欄は、税率の等級決定基準となった利用料金を記入してください。

2 「当該競技会に係る利用料金」欄は、選択的利用の対価又は負担として支払う料金を除いた金額を記入してください。

附 則

- この規則中第20条の次に1条を加える改正規定、別表に58の2の項を加える改正規定及び第79号様式の次に1様式を加える改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の第20条の2の規定は、この規則の施行の日以後に申告する医療法人又は医療施設（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第21条の6に規定するものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）の法人事業税の申告分から適用する。

告 示

沖縄県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

1 訪問介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|----------------|---------------|--------------|---------------|------------|
| どリーむ訪問介護ステーション | 金武町字金武3447番地1 | 金武町字金武520番地1 | 金武町字金武3447番地1 | 平成24年8月30日 |

2 訪問看護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|----------------|---------------|--------------|---------------|------------|
| どリーむ訪問看護ステーション | 金武町字金武3447番地1 | 金武町字金武520番地1 | 金武町字金武3447番地1 | 平成24年8月30日 |

3 介護予防訪問介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-----------|------------|-----|-----|-------|
| | | | | |

| | | | | |
|----------------|---------------|--------------|---------------|------------|
| どりーむ訪問介護ステーション | 金武町字金武3447番地1 | 金武町字金武520番地1 | 金武町字金武3447番地1 | 平成24年8月30日 |
|----------------|---------------|--------------|---------------|------------|

4 介護予防訪問看護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|----------------|---------------|--------------|---------------|------------|
| どりーむ訪問看護ステーション | 金武町字金武3447番地1 | 金武町字金武520番地1 | 金武町字金武3447番地1 | 平成24年8月30日 |

沖縄県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

1 通所介護事業

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|--------------|------------|
| デイサービスとどろき苑 | 浦添市牧港五丁目3番3号 | 平成24年4月30日 |

2 介護予防通所介護事業

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|--------------|------------|
| デイサービスとどろき苑 | 浦添市牧港五丁目3番3号 | 平成24年4月30日 |

沖縄県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

1 訪問介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|----------------------------|------------|
| ヘルパーステーションいやしの邦 | 浦添市当山二丁目9番1号アーバンハウス浦西205号室 | 平成24年8月1日 |
| 訪問介護事業所あおい | 沖縄市高原四丁目24番25号 | 平成24年9月10日 |

2 訪問看護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------------|----------------------------|------------|
| 訪問看護ステーション三丁目 | 沖縄市松本三丁目7番27号 | 平成24年8月1日 |
| 訪問看護ステーションあんじゅ | 石垣市字真栄里558番地7サザンリッチ先嶋103号室 | 平成24年8月30日 |

3 居宅療養管理指導

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|---------------|-----------|
| サザン歯科まえた | 浦添市前田一丁目10番7号 | 平成24年9月1日 |

4 通所介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------------|----------------------|------------|
| デイサービスいこいの里 | 沖縄市高原六丁目7番40号 | 平成24年8月1日 |
| デイサービスびじゅる | 沖縄市泡瀬二丁目37番16号 | 平成24年8月1日 |
| デイサービスセンターかなさ | 宜野湾市字愛知299番地マルキヨビル1F | 平成24年8月1日 |
| デイサービスなごみ倶楽部365那覇首里 | 那覇市首里石嶺町4丁目317番地 | 平成24年8月1日 |
| デイサービス愛里寿 | 南城市玉城字喜良原113番地1 | 平成24年8月1日 |
| 浜比嘉デイサービス | うるま市勝連浜436番地の1 | 平成24年8月13日 |
| デイサービスほがらか家族 | 与那原町字与那原377番地 | 平成24年9月6日 |

5 小規模多機能型居宅介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-------------|---------------|------------|
| 小規模多機能ホームゆい | うるま市字赤道248番地2 | 平成24年6月11日 |

沖縄県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

居宅介護支援

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------------|-------------------------|------------|
| 居宅介護支援事業所かなさ | 宜野湾市字愛知299番地マルキヨビル1F | 平成24年8月1日 |
| 指定居宅介護支援事業所ちゅらゆんたんざ | 読谷村字座喜味2742番地3 | 平成24年8月29日 |
| 居宅介護支援事業所敬福 | 北中城村字安谷屋2144番地13金城貸店舗1階 | 平成24年9月1日 |

沖縄県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

1 介護予防訪問介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|----------------------------|------------|
| ヘルパーステーションいやしの邦 | 浦添市当山二丁目9番1号アーバンハウス浦西205号室 | 平成24年8月1日 |
| 訪問介護事業所あおい | 沖縄市高原四丁目24番25号 | 平成24年9月10日 |

2 介護予防訪問看護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------------|----------------------------|------------|
| 訪問看護ステーション三丁目 | 沖縄市松本三丁目7番27号 | 平成24年8月1日 |
| 訪問看護ステーションあんじゅ | 石垣市字真栄里558番地7サザンリッチ先嶋103号室 | 平成24年8月30日 |

3 介護予防居宅療養管理指導

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|---------------|-----------|
| サザン歯科まえた | 浦添市前田一丁目10番7号 | 平成24年9月1日 |

4 介護予防通所介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------------|----------------------|------------|
| デイサービスいこいの里 | 沖縄市高原六丁目7番40号 | 平成24年8月1日 |
| デイサービスびじゅる | 沖縄市泡瀬二丁目37番16号 | 平成24年8月1日 |
| デイサービスセンターかなさ | 宜野湾市字愛知299番地マルキヨビル1F | 平成24年8月1日 |
| デイサービスなごみ倶楽部365那覇首里 | 那覇市首里石嶺町4丁目317番地 | 平成24年8月1日 |
| デイサービス愛里寿 | 南城市玉城字喜良原113番地1 | 平成24年8月1日 |
| 浜比嘉デイサービス | うるま市勝連浜436番地の1 | 平成24年8月13日 |
| デイサービスほがらか家族 | 与那原町字与那原377番地 | 平成24年9月6日 |

5 介護予防小規模多機能型居宅介護

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-------------|---------------|------------|
| 小規模多機能ホームゆい | うるま市字赤道248番地2 | 平成24年6月11日 |

6 介護予防福祉用具貸与

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|----------------|-----------|
| 有限会社伊是名家具 | 名護市東江三丁目22番16号 | 平成24年5月1日 |

沖縄県告示第512号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

| 病院の名称 | 病院の所在地 | 病院の開設者 | 救急病院認定日 | 認定有効期限 |
|--------|-------------------|---------|-------------|-------------|
| 沖縄第一病院 | 島尻郡南風原町字兼城642番地の1 | 医療法人信和会 | 平成24年10月21日 | 平成27年10月20日 |

沖縄県告示第513号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 うるま市勝連浜宜野湾229番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第514号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、本部加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 上 原 良 幸

沖縄県告示第515号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成24年10月26日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成24年11月27日から平成25年1月6日まで
- 4 観覧料の額

企画展「アジアをつなぐー境界を生きる女たち 1984ー2012」

| 区分 | | 観覧料の額（1人につき） | |
|-------|----------|--------------|-------|
| | | 個人の場合 | 団体の場合 |
| 美術館施設 | 一般 | 800円 | 640円 |
| | 大学生及び高校生 | 500円 | 400円 |
| | 中学生及び小学生 | 300円 | 240円 |

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第516号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 公告認定対象区域 中頭郡西原町字千原1番地1ほか29筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成24年10月15日 沖縄県指令土第1064号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年12月16日まで縦覧に供する。
平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 申請のあった年月日 平成24年10月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Serve the Least International
- 3 代表者の氏名 比嘉めぐみ
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番6号平川ビル2階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、キリスト教精神に基づく民間の手による援助団体であり、発展途上国などの孤児や、飢饉、疫病、貧困、災害、戦渦等で苦しむ人々、また子供たちや若者、妊婦、母親、ホームレス及び在日外国人等に対して、教育や能力開発、生活支援、子育て支援、就業支援等に関する支援事業を行い、将来地域と国を担ってグローバルな活躍をすることのできる次世代の人格者の健全育成、個人の生活の充実と社会教育の推進、生活安全や福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年12月4日まで縦覧に供する。
平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 申請のあった年月日 平成24年10月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際マングローブ生態系協会
- 3 代表者の氏名 馬場繁幸
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地琉球大学農学部内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内及び海外においてマングローブ生態系に関する調査、研究、情報収集等を行うことにより、環境保全、産業振興に寄与することを目的とするほか、これらの活動を通じ、国際的な研究協力、学術交流を図りもってマングローブ生態系の保全及びマングローブに関する国際協力を推進するとともに、わが国や沖縄県の国際的地位向上に貢献することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり団体営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

| | | |
|-----------|------|-------|
| 土地改良事業の名称 | 事業主体 | 完了年月日 |
|-----------|------|-------|

| | | |
|--------------------|-----------|------------|
| 渡喜仁第2地区元気な地域づくり交付金 | 今帰仁村土地改良区 | 平成24年3月26日 |
| 栄地区元気な地域づくり交付金 | 石垣島土地改良区 | 平成24年3月29日 |
| ノーラ地区元気な地域づくり交付金 | 石垣島土地改良区 | 平成24年3月29日 |

県営土地改良事業の施行に伴う工事が次のとおり完了した。
平成24年10月26日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 上 原 良 幸

| 土地改良事業の名称 | 完了年月日 |
|----------------------|-------------|
| 南風原西原地区農山漁村地域整備交付金 | 平成24年2月24日 |
| 七又吉野地区特定地域振興生産基盤整備事業 | 平成24年3月15日 |
| 屋我地地区県営かんがい排水事業 | 平成23年12月27日 |
| 狩俣地区県営かんがい排水事業 | 平成15年3月31日 |
| 添道地区県営かんがい排水事業 | 平成16年3月30日 |
| 福北地区県営かんがい排水事業 | 平成23年12月13日 |
| 西東地区県営畑地帯総合整備事業 | 平成23年7月15日 |
| ガビヂ地区県営ため池等整備事業 | 平成23年12月15日 |

教育委員会事項

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年10月26日

沖縄県教育委員会
委員長 安 次 嶺 馨

沖縄県教育委員会規則第12号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
別表中

| | | | | | |
|--------------|-------|-------|-----|----|-----|
| 沖縄県立那覇特別支援学校 | 那覇市寄宮 | 肢体不自由 | 小学部 | 6年 | |
| | | | 中学部 | 3年 | |
| | | | 高等部 | 3年 | 普通科 |

を

| | | | | | |
|--------------|--------|-------|-----|----|-----|
| 沖縄県立那覇特別支援学校 | 那覇市寄宮 | 肢体不自由 | 小学部 | 6年 | |
| | | | 中学部 | 3年 | |
| | | | 高等部 | 3年 | 普通科 |
| 沖縄整肢療護園分教室 | 那覇市古波蔵 | 肢体不自由 | 小学部 | 6年 | |

に改める。

| | | | | | | |
|--|--|--|-----|--|----|-----|
| | | | 中学部 | | 3年 | |
| | | | 高等部 | | 3年 | 普通科 |

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示24第4号

沖縄海区漁業調整委員会指示24第2号（漁業法に基づく指示事項）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月26日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 山 川 義 昭

第2項の表沖ノ中ノソネの項中「平成24年11月1日から平成25年3月31日まで及び平成25年11月1日から平成26年3月31日まで」を「平成25年3月1日から平成25年7月31日まで及び平成26年3月1日から平成26年3月31日まで」に改める。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成24年沖縄県選挙管理委員会告示第28号は、廃止する。

平成24年10月26日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿 波 連 本 伸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,862
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 248,846
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選 挙 区 名 | 3分の1の数 |
|------------------------|--------|
| 名護市 | 15,343 |
| うるま市 | 30,318 |
| 沖縄市 | 34,061 |
| 宜野湾市 | 23,787 |
| 浦添市 | 28,132 |
| 那覇市 | 83,249 |
| 豊見城市 | 14,744 |
| 南城市 | 10,659 |
| 糸満市 | 14,859 |
| 宮古島市（宮古郡を含む。） | 14,632 |
| 石垣市（八重山郡を含む。） | 13,870 |
| 国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。） | 18,444 |
| 中頭郡 | 38,215 |

| | |
|---------------------|--------|
| 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。） | 24,050 |
|---------------------|--------|

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第77号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年10月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 使用しようとする土地の面積 (㎡) | 備考 |
|-----------|---------|----|----------|----------|-------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 宜野座村字漢那城原 | 2276番 8 | 宅地 | 1,072.28 | 1,072.28 | 92.58 | 注 |

注 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示のA12、A11、A10、A9、A8、A19、A18、A17、A13、A12の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（添付図面省略）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|------|------------------|
| 浦崎実 | 宜野座村字漢那2536番地の4 |
| 崎濱秀正 | 宜野座村字漢那2262番地の20 |
| 山川清 | 宜野座村字漢那2325番地の1 |

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年 9月13日

沖縄県収用委員会告示第78号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年10月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 使用しようとする土地の面積 (㎡) | 備考 |
|----|----|----|--------|----|-------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |

| | | | | | | |
|------------|-------|---|-----|--------|-------|---|
| 金武町字伊芸加武川原 | 1927番 | 畑 | 56 | 56.10 | 56.10 | |
| 金武町字伊芸加武川原 | 1928番 | 田 | 584 | 584.00 | 11.23 | 注 |

注 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示のB4、B3、KB12、KB5、B4の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域及び別添図面表示のB2、B1、B11、B2の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（添付図面省略）

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-----------------------------------|---|
| 亡 安富祖ミネ 法定相続人 安富祖樹 安富祖清貴 | 愛知県豊橋市曙町字宮前1番地(401) 那覇市首里石嶺町4丁目480番地1FC石嶺コーポI202 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年9月13日

沖縄県収用委員会告示第79号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年10月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する金武ブルー・ビーチ訓練場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 使用しようとする土地の面積 (㎡) | 備考 |
|------------|---------|-----|--------|----------|-------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 金武町字金武大兼久原 | 2862番1 | 雑種地 | 577 | 577.14 | 577.14 | |
| 金武町字金武岬原 | 12836番 | 原野 | 3,862 | 3,862.63 | 2,709.08 | 注1 |
| 金武町字金武岬原 | 12837番3 | 原野 | 1,419 | 1,419.00 | 1,412.09 | 注2 |
| 金武町字金武岬原 | 12864番2 | 原野 | 27 | 27.03 | 27.03 | |
| 金武町字金武岬原 | 12864番3 | 原野 | 20 | 20.09 | 20.09 | |
| 金武町字金武岬原 | 12864番4 | 原野 | 43 | 43.08 | 43.08 | |
| 金武町字金武岬原 | 12864番5 | 原野 | 116 | 116.06 | 116.06 | |

注1 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示のC33、C34、C35、C111、C109、C40、C33の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（添付図面省略）

注2 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示のC40、C109、C110、C41、C42、C43、C44、C45、C40の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（添付図面省略）

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-----|-------------|
| 寶武男 | 金武町字金武813番地 |

| | |
|-------|---------------|
| 與那城直也 | 金武町字金武623番地の3 |
|-------|---------------|

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年9月13日

沖縄県収用委員会告示第80号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年10月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する金武ブルー・ビーチ訓練場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所 在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 使用しようとする土地の面積 (㎡) | 備考 |
|------------|---------|-------|--------|-----------|-------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 金武町字金武大保根原 | 11947番1 | 原野 | 174 | 174.06 | 174.06 | |
| 金武町字金武岬原 | 12742番1 | 原野 | 7,480 | 7,465.36 | 5,017.12 | 注 |
| 金武町字金武岬原 | 12803番 | 公衆用道路 | 58 | 58.21 | 58.21 | |
| 金武町字金武岬原 | 12909番 | 保安林 | 1,191 | 1,191.11 | 1,191.11 | |
| 金武町字金武岬原 | 12959番1 | 原野 | 213 | 213.09 | 213.09 | |
| 金武町字金武岬原 | 12959番2 | 原野 | 203 | 203.04 | 203.04 | |
| 金武町字金武岬原 | 12959番4 | 原野 | 141 | 141.01 | 141.01 | |
| 金武町字金武岬原 | 12959番5 | 原野 | 194 | 194.08 | 194.08 | |
| 金武町字金武岬原 | 12960番 | 原野 | 14,035 | 14,035.26 | 14,035.26 | |

注 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示のKC1、C2、C3、C4、C5、C6、C7、C8、C9、C10、H36、H53、K01、KC108、KC32、KC1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（添付図面省略）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-------|---------------|
| 嘉数義光 | 金武町字金武5674番地1 |
| 與那城直也 | 金武町字金武623番地の3 |

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年9月13日

沖縄県収用委員会告示第81号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年10月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する金武ブルー・ビーチ訓練場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 使用しようとする土地の面積 (㎡) | 備考 |
|----------|----------|----|--------|-----------|-------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 金武町字金武岬原 | 12864番 1 | 原野 | 18,594 | 18,594.00 | 9,712.37 | 注 |
| 金武町字金武岬原 | 12968番 | 原野 | 23,192 | 23,192.46 | 23,192.46 | |

注 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示のC46、C47、C48、C49、C50、C51、C52、C53、C54、C55、C56、C57、C58、C59、C60、C61、C62、C63、C64、C65、C66、C67、C68、C69、C70、C71、C72、C112、C94、C95、C96、C97、C98、C99、C100、C101、C102、C103、C5、C4、C104、C105、C106、C46の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(添付図面省略)

- 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|------|----------------|
| 嘉数義光 | 金武町字金武5674番地 1 |
| 寶武男 | 金武町字金武813番地 |

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年 9月13日

沖縄県収用委員会告示第82号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)第14条第1項の規定により適用される土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年10月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するホワイト・ビーチ地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所 在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 使用しようとする土地の面積 (㎡) | 備考 |
|-------------|-------|----|--------|--------|-------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| うるま市勝連内間仲間屋 | 2433番 | 原野 | 633.00 | 633.43 | 381.42 | 注 |

注 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示のHY1、HY9、HY4、HY3、HY2、HY1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域及び別添図面表示のHY7、HY6、HY5、HY7の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(添付図面省略)

- 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-----|--------------|
| 屋宜智 | うるま市字西原753番地 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年9月13日

沖縄県収用委員会告示第83号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年10月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 使用しようとする土地の面積 (㎡) |
|------------|-------|-----|----------|----------|-------------------|
| | | | 登記簿 | 実測 | |
| 宜野湾市字新城新城原 | 2番 | 宅地 | 535.86 | 535.86 | 535.86 |
| 宜野湾市字新城新城原 | 19番 | 宅地 | 529.53 | 529.53 | 529.53 |
| 宜野湾市字新城新城原 | 28番 | 畑 | 326 | 326.21 | 326.21 |
| 宜野湾市字新城新城原 | 63番 | 畑 | 2,663 | 2,663.06 | 2,663.06 |
| 宜野湾市字新城東原 | 217番 | 畑 | 1,423 | 1,423.50 | 1,423.50 |
| 宜野湾市字新城前原 | 264番 | 畑 | 421 | 421.21 | 421.21 |
| 宜野湾市字新城前原 | 275番 | 畑 | 2,686 | 2,686.46 | 2,686.46 |
| 宜野湾市字新城前原 | 281番 | 宅地 | 1,009.05 | 1,009.05 | 1,009.05 |
| 宜野湾市字新城前原 | 284番1 | 畑 | 169 | 169.19 | 169.19 |
| 宜野湾市字新城前原 | 285番1 | 畑 | 34 | 34.05 | 34.05 |
| 宜野湾市字上原上原 | 310番1 | 山林 | 2,122 | 2,122.66 | 2,122.66 |
| 宜野湾市字上原上原 | 319番 | 雑種地 | 4,260 | 4,260.54 | 4,260.54 |
| 宜野湾市字上原仲毛原 | 353番2 | 雑種地 | 655 | 655.32 | 655.32 |
| 宜野湾市字上原仲毛原 | 372番 | 畑 | 2,204 | 2,204.22 | 2,204.22 |

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-------|----------------|
| 佐喜眞道夫 | 宜野湾市新城二丁目9番16号 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年9月13日

沖縄県収用委員会告示第84号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国に

おける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年10月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 使用しようとする土地の面積 (㎡) | 備考 |
|-----------|------|-----|--------|----------|-------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 宜野湾市字赤道上原 | 344番 | 雑種地 | 2,018 | 2,018.58 | 2,018.58 | |
| 宜野湾市赤道一丁目 | 343番 | 雑種地 | 2,129 | 2,129.74 | 1,778.65 | 注 |

注 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示のFY1、FY7、FY6、FY5、FY13、FY4、FY3、FY2、FY1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。

- 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-------|----------------|
| 佐喜眞道夫 | 宜野湾市新城二丁目9番16号 |
| 佐喜眞淳 | 宜野湾市新城二丁目9番16号 |

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年9月13日

| | |
|---|---|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074 | 印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号 |
|---|---|